

## 第2回永田浜ウミガメ保全協議会 議事概要

【日 時】2010年1月14日(木) 19:10~21:15

【場 所】永田公民館(屋久島町永田)

【概 要】(敬称略)

### 1. 開会(環境省)

第1回永田浜ウミガメ保全協議会で皆様から頂いたご意見を基に引き続き、エコツーリズム推進法(以下、エコツー法)での規制を行うか否か方針を協議したい。

- ・欠席者の確認
- ・資料確認
- ・第1回保全協議会議事概要のHP公開に伴う確認願(1月末迄提出)

### 2. 議事

#### 1) エコツーリズム推進法による利用規制について

資料1説明(環境省)

永田ウミガメ連絡協議会:

これまで永田ウミガメ連絡協議会が行ってきた方法は、試行錯誤しながら積み上げてきた方法。急にやり方を変えてもうまく行くだらうか。例えば、予約受付の方法も事前に手数料を振り込んでもらうという提案であったが、手続き等難しいのではないか。

環境省:法規制を行った場合は、予約受付の事務を他の機関に委託することが可能。例えば、屋久島環境文化財団が行うとすれば、インターネットを使った受付も導入できる。

屋久島観光協会:まずは、エコツーリズム推進法に基づいて、特定自然観光資源に指定しないと話は始まらない。

NPO法人屋久島うみがめ館:

利用規制について、これまで通り観察会等に必ず参加することを条件とするには、特定自然観光資源への指定に加えて、町の承認基準に規定すれば可能なのだろうか?

環境省:特定自然観光資源に永田浜を指定すると同時に、町が承認基準として定めれば可能。

現在は、当日のキャンセルが少なくなく運営も赤字ギリギリなので、予約をせずに来る方をキャンセル待ちで受け付けているが、大勢の方で混雑し、混乱する場面も多い。法規制を適用すれば、予約受付の時点で手数料を支払ってもらい、キャンセルの場合はキャンセル料を取るようにもできる。そうすれば、無理にキャンセル待ちを受ける必要がなくなり、現場の混乱は避けられるし、予約なしで直接現地にくる観光客も減っていくと思う。

屋久島観光協会:特定自然観光資源に指定すると必ず事前支払いにしないといけないという訳ではないですね?

環境省:そういう訳ではない。観察会の負担を軽減できるのではと思って、提案したところ。

NPO 法人屋久島うみがめ館:第三者がお金の管理をしてくれるのは大変助かる。

永田ウミガメ連絡協議会:

事前支払い制(かつ受付場所を永田以外)にした場合、受け入れ人数に空きがあっても永田浜へ直接来た人は観察会へ参加できないことになる。それではせっかく来た観光客に対して、屋久島の良さは全くないと思う。

屋久島観光協会:しかし、予約なしで来た人をちゃんと断らないと今までと同じ様になる。

予約なしでも参加できるかもしれないと直接来る人が増え、現場は混乱し、定員を超えたときにも断り切れなくなる。

環境省:今回の協議会では、まず、法規制を行うのかどうかの方向を決めたい。“法規制”=“地元を縛るもの”ではなくて、“法規制”=“現場の負担を軽減するもの”だと考え、提案している。

NPO 法人屋久島うみがめ館:

今年は何故か、“明け方に上陸するカメが見られる”ということが広まり、明け方に浜に来る人が増えた。ウミガメ観察ルールで、“23 時以降は浜に入らない”と決めた事が要因かもしれない。

永田ウミガメ連絡協議会:ウミガメではなく、星空だけ見に来た人も入れないのか?

環境省:法規制になれば、入れない。

法規制には、メリット、デメリットどちらもあると思う。現状では、ウミガメ保護のために浜に立ち入らないようお願いしても、「法で規制されていないなら、浜へ入る事は自分の勝手だ」と言い張って浜に入ってしまう人もいる。そうした行為をなくそうとするには、法律で規制することは非常に有効だと思う。

NPO 法人屋久島うみがめ館:

- ・確かに星空を眺めたい気持ちも分かるが、永田浜はウミガメが上陸する場所なので星空は他の海岸で見てくださいと伝える方を選ぶことこそが重要なのだと思う。
- ・法規制を適用すれば、内容や方法はいろいろと決めることができる。決めることが“できる”と“できない”とでは全然違う。

永田ウミガメ連絡協議会:

- ・法規制すれば、観察会がやりやすくなるのは確かだと思う。
- ・法規制の適用期間は? 8月はお盆休みに帰省する人が多い。その時期も規制されると、浜で夕涼みをしようと思っても入れなくなる。地元の者にとっては故郷がなくなる様な気がする。

NPO 法人屋久島うみがめ館:これまで8月に子ガメを見に来た人は居るが、他の目的で地元の人が浜へ来ることはなかった。

屋久島環境文化財団:法規制にしても、地元の人は浜へ立ち入れるように規定することも可能では?

環境省:可能。ただ、どの集落を対象とするのかどうか、出郷者はどうするのか、現場でどうやって確認するのか等慎重に検討する必要はある。

永田ウミガメ連絡協議会:

現在の参加者から協力金を頂く方法に正直不安がある。法規制にすると堂々とお金を取ることも出来るし、うみがめ館との連携も図れるのではないか。

(利用規制をする場合は、観察会への参加を義務づけるということだが、)一般のガイドツアー会社が観察会をすることもできるのか？

環境省：町が承認基準として規定することなので、承認基準の中で規定すれば可能ではある。ただ、ウミガメに影響がないようにウミガメを観察するには、今の観察会のように浜でウミガメを監視する係、誘導係、駐車場係等多くの人員が必要なので、実際にそういった会社は出てこないと思う。また、地元集落や保護団体、公共機関が一緒になって取り組んでいるという意味は大きいので、そういった根拠をしっかりと公表したうえで、永田浜ウミガメ保全協議会が実施する観察会に限定したいところ。

NPO 法人屋久島うみがめ館：承認基準は、エコツーリズム推進協議会で決められるのか？

環境省：エコツーリズム推進協議会でも議論するが、最終的には町が規定することになる。

NPO 法人屋久島うみがめ館：どの位の割合で法規制に賛成しているのかわかりたいが。

永田ウミガメ連絡協議会：

(我々は区会議員なので)地元住民の意見を把握しないで個人的な発言はできない。今日欠席している大牟田幸久氏や羽生氏の意見もあるので持ち帰って検討させてほしい。

会長：話し合いが大切。もう一度帰って意見を考えて欲しい。永田ウミガメ連絡協議会だけの話し合いの場も持ちたい。

永田ウミガメ連絡協議会：

永田では区議員になれば、必然的に観察会に参加しなければいけない。観察会の運営は大変なので、法規制になれば助かるし個人的には大賛成。しかし、昔からやってきた夕涼みのような伝統が無くなるのはどうかと思う。

環境省：エコツーリズム推進協議会では、これまでガイド向け・住民向けの意見交換会を行っている。3月には校区単位で説明会を開催する予定だが、それより前に永田住民対象の説明会を開くことも可能なので、永田ウミガメ連絡協議会で一度検討してみてほしい。

## 2) ウミガメの保護と観察に係る検討課題

資料2 説明(環境省)

会長：うみがめ館より説明があります。

うみがめ館要望案説明(NPO 法人屋久島うみがめ館)

NPO 法人屋久島うみがめ館：

今回の提案は、法規制になったときのものです。まだ素案なので、こうした方がよいというアイデアや意見があれば言ってほしい。

環境省：他にも意見がでると思うが、監視事業等を本協議会が委託するという箇所は、環境省が事務局をしている現時点では無理。

NPO 法人屋久島うみがめ館：了。

永田ウミガメ連絡協議会：資料2の4について、案であがっている適用期間は変更できるの？

環境省：案は議論のタキ台としてあげているものなので、この場で検討しながら決めていける。

NPO 法人屋久島うみがめ館：

ふ化調査は夕方～夜間までなので楽ではあるが、案2の7月16日～8月31日は非常にきつい。

環境省：例えば、利用規制の適用期間を5月1日からにして、観察会自体は5月15日から開始する方法もある。見せるウミガメがないのに、無理に観察会をする必要はない。

会長：昔は7月31日までウミガメが沢山上陸するから、その期間が一番良いと思ってやっていただけ。今は違うのであれば7月31日迄、観察会は実施しなくても別に良い。

永田ウミガメ連絡協議会：やはり、永田ウミガメ連絡協議会で一度話し合いをさせてほしい。

屋久島環境文化財団：いつ頃になりそうか？

環境省：2月下旬に開催される全体構想策定部会にある程度の案を示す必要があるので、あまり時間はない。

永田ウミガメ連絡協議会：永田ウミガメ連絡協議会に法規制をするかどうかの決定権があるのか？

環境省：永田ウミガメ連絡協議会は地元の区でもあり、これまでの功績も大きい。その意見は十分尊重したいと思っているが、法規制についてはみんなで議論していきたい。

永田ウミガメ連絡協議会：それでは、やはり区民対象の説明会が必要ではないか？

環境省：開催は可能。例えば今月中に永田ウミガメ連絡協議会で検討してもらって、2月頭に区民対象説明会を実施するのはどうか？

NPO 法人屋久島うみがめ館：

- ・ 去年は栗生に1晩170人の人が来て、ウミガメも1晩30頭以上上陸した日もあった。人もウミガメも今までに比べて急激に増加している。ウミガメがシーズン中に産卵場所をどの程度替えているのか調査したが、永田のカメが他浜へ沢山移動していることが分かった。カメも流れれば、人も流れるのでは？

- ・ 大切なのは、規制に縛られるというマイナスな捉え方ではなくて、「カメを守りましょう。保全しましょう。」という前向きな捉え方。屋久島の島民全てが「カメを守りましょう！」と意識を持つようになることが大事。

永田ウミガメ連絡協議会：現時点では島民にそこまで浸透していない。

屋久島観光協会：他県ではウミガメをととても大切にしている。10数年ぶりに産卵した1頭のウミガメのために、産卵巣を每晚見張ったところもある。屋久島のウミガメはここ数年増加傾向にあるので、島民にとっては貴重なものに見えない。ウミガメが世界的に絶滅の危機にあるということを認識出来る機会がない。

環境省：どれくらい貴重かということ、例えば米国のハワイ沖では年間の混獲頭数の上限が決められていて、上限を超えるとその海域での延縄漁が全面禁止になる。その上限頭数ははっきり覚えていないが20頭前後だったと思う。

永田ウミガメ連絡協議会：

- ・そんなことをして、増えすぎたりしないのだろうか。
- ・話が変わるがウミガメの保全を検討する場ということで、いくつか質問したい。まず、四ツ瀬浜も沢山カメが上陸すると思うが、清掃等何か保全活動は行っているのか？

NPO 法人屋久島うみがめ館：当法人で年に数回清掃を行っている。

永田ウミガメ連絡協議会：

ラムサール条約登録後ウミガメ博物館を作る構想があったかと思うが今はどうなっているのか？また、砂浜が昔と比べて減少していつているが、砂浜を保護する話や、この件について、研究者・学者を呼んで勉強会を行ったりする予定はないか？

環境省：四ツ瀬浜の件は当方でも月に1、2回の巡視を行っている。

博物館の件は旧上屋久町から要望があったが、現状ハード面は財政難でどこも厳しい状態。前浜の永田川の件は、永田川の護岸を整備した際に川幅を広げた影響で流れが弱くなったため、前浜まで砂が運ばれず、砂州に溜まっているのではないかと聞いたことがある。永田川の管理は県の管轄なので、県に伝えておく。研究者を呼んでの勉強会は良い提案だと思う。本協議会でそういった勉強会を開催してもよいと思う。

NPO 法人屋久島うみがめ館：

小笠原海洋センターは財団が開設・解散した後、小笠原村に譲渡し、運営・施設維持を NPO 法人日本ウミガメ協議会に依頼した。その後 NPO 法人エバーラスティングネイチャーが引き継いだ。うみがめ館も解散すれば屋久島町に譲渡する事が定款で決まっている。

### 3) その他

会長：せっかくの議論だが、時間がきたのでここまでとしたい。永田ウミガメ連絡協議会内の話し合いは1月中には行いたい。

環境省：次回の保全協議会は2月上旬を目処にまた調整する。

(了)